

特別相談「多重債務110番」を実施しました

～多重債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずに早めにご相談ください！～

東京都では、多重債務問題の解決に向け、庁内各局や関係団体が連携して総合的な取組を推進しています。

その取組の一環として、令和3年度第2回特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、結果についてお知らせします。

結果の概要

- 実施期間 令和4年3月7日（月曜日）、8日（火曜日）の2日間
- 参加団体及び受付件数
 - ・ 東京都消費生活総合センター 40件
 - ・ 区市町の消費生活センター（23区26市1町） 24件
 - ・ 弁護士会、司法書士会、法テラス等の協力実施団体 56件計120件
- 都受付分（40件）の相談の特徴
 - ・ 相談者の平均年齢は47.5歳、30歳代以下の方が25.0%。
 - ・ 借入先は銀行と信販会社（クレジットカード）が共に55.0%と半数以上を占める。
 - ・ 借入件数が6件以上の人は32.5%。
 - ・ 債務額が500万円以上の人は25.0%、債務額が判明している34件のうち1人当たりの平均債務額は約372万円（住宅ローンを除く）。
 - ・ 主な借入理由としては、低収入・収入減が55.0%を占め、多くは生活費補填のために借金を重ね多重債務に陥るケースであった。コロナ禍による収入減という相談もあった。

特別相談から見た消費者へのアドバイス

- ・ 多重債務に陥ると、個人の努力だけで解決することはきわめて困難になります。
多重債務問題は、専門家に早期に相談することが大切です。
- ・ 都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家や専門相談機関等につなぎ、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする「東京モデル」を、一年を通じて実施しています。https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan_tazyuu.html
- ・ 多重債務問題はいつでも相談できます。債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください。

（相談事例は次ページをご覧ください）

- ・ 東京都消費生活総合センター（03-3235-1155）
（受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）（日・祝日・年末年始はお休みです。）
- ・ お近くの消費生活センターへはこちら → [消費者ホットライン](#) ☎188

主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

【上京して一人暮らし、SNSで知り合った男性に勧められた契約などで、多重債務に。】

数年前に地方から出てきて一人暮らし。SNSで知り合った男性に勧められたスポーツ関係の講習会や用品購入などで400万円近いローンを3つ組んだ。他にもマルチ販売、投資話、エステサロン、引越費など、次々と契約し支払いが残っている。奨学金も2か所で借りており、現在クレジットカード会社や消費者金融など複数社からの借入で約1千万円の残債がある。(20歳代 女性)

⇒ 解決に向けた道筋

相談者の年収を大きく超える借入額で返済の見込みがない状況であったため、弁護士から自己破産の手続き等について説明を受けました。生活再生相談では、自己破産手続き費用の分割返済や、家計診断に基づきクレジットカードを使用せず貯金するための助言を受けました。

さらにSNSやメール等での契約の勧誘を避けるため、アドレスを変更することもアドバイスされました。

【生活費が苦しく借金を繰り返していたところ、コロナ禍でさらに返済が困難に。】

数年前から生活費のために銀行やクレジットカード会社から借入れをしている。残債は1千万円弱で、毎月返済するためにさらにキャッシングを繰り返していたが、コロナ禍で一昨年職を失った。なんとか再就職はできたが、返済が苦しくなった。(40歳代 男性)

⇒ 解決に向けた道筋

弁護士からは自己破産と任意の債務整理について説明を受けました。相談者は自己破産に抵抗感があったため、任意整理の方向で話が進み、生活再生相談では任意整理する場合の月々の返済金額や、家計シミュレーションについて助言を受けました。

【ギャンブルで多重債務になり、ついにはヤミ金まで利用。解決する方法はあるか。】

競馬と競輪にはまり多重債務となった。2年前に銀行から300万円を借り、借りては返す自転車操業を繰り返し、さらに銀行、カード会社、サラ金、会社の組合など9か所からの借金を重ねた。一度は解決のために自ら弁護士事務所に相談して任意整理を委任したが、ギャンブルがやめられず月々の返済が苦しくなり、ヤミ金7社から借金した。さらに同居の親名義でサラ金から300万円を超える借入をしたことが親にも発覚した。自己破産を勧められているが、会社には知られたくない。(20歳代 男性)

⇒ 解決に向けた道筋

借入先などを考慮し早急に生活再建する必要があることから、弁護士から自己破産を勧められました。自己破産を避けて再度の任意整理を希望するなら、同居の両親による口座管理や、毎月20万円の返済が必要など、具体的に説明を受けました。

また、ギャンブルが原因にあったことからカウンセラーより、依存症の改善のために今後も継続的に相談できる専門相談窓口を案内されました。

※ 自己破産は、信用情報機関に事故情報として登録されるため一定期間は借金やクレジット契約ができなくなる等のデメリットもありますが、速やかに生活再建を促す手段でもあります。多重債務相談では、専門家からその人に合った債務整理の方法を助言しています。詳しくはこちらをご参照ください。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/s_faq/kiso/k_tajuusaimu.html